

令和8年1月

お客さま各位

茨城県信用組合

「当座勘定規定」の改定について

平素は、茨城県信用組合をご利用いただき、誠にありがとうございます。

この度、当組合では、令和8年4月1日（水）より当座預金の払戻請求書による払戻の取扱いを開始することに伴い、下記のとおり「当座勘定規定」を改定することといたしましたので、お知らせいたします。

なお、改定後の規定は既に当座預金をご契約いただいているお客さまにも適用されますので、あらかじめご了承ください。何卒、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 改定日

令和8年4月1日（水）

2. 改定内容

下表の下線部分が改定箇所となります。

新	旧
<p>第7条（手形、小切手の支払等）</p> <p>① 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。</p> <p>② 前項の支払にあたっては、手形または小切手の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることがあります）があります。</p> <p>③ 当座勘定の払戻しは、<u>次のいずれかの方法で行ってください。</u></p> <p class="list-item-l1">1. <u>届出または登録の印章により、当組合所定の払戻請求書に記名押印して提出する方法</u></p> <p class="list-item-l1">2. <u>小切手を使用する方法</u></p> <p>④ <u>前項の払戻しに払戻請求書を使用する場合には、当該当座勘定の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認等の手続を求めることがあります。この場合、当組合が必要と認めるときは、この確認ができるまでには払戻しを行わないことがあります。</u></p>	<p>第7条（手形、小切手の支払）</p> <p>① 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。</p> <p>② 前項の支払にあたっては、手形または小切手の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることがあります）があります。</p> <p>③ 当座勘定の払戻しの場合には、<u>小切手を使用してください。</u></p>
<p>第8条（手形、小切手用紙等）</p> <p>① 当組合を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当組合が交付した用紙を使用してください。</p>	<p>第8条（手形、小切手用紙）</p> <p>① 当組合を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当組合が交付した用紙を使用してください。</p>

新	旧
<p>② 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。</p> <p>③ 前2項以外の手形または小切手については、当組合はその支払をしません。</p> <p>④ 当座勘定から支払をした手形または小切手のうちに、本人が振出したものではないものや改ざんが疑われるものがあった場合には、直ちに当組合宛に連絡してください。</p> <p>⑤ <u>払戻請求書の交付</u>請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。</p> <p>⑥ 当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。</p> <p>⑦ 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当組合所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当組合が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。</p>	<p>② 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。</p> <p>③ 前2項以外の手形または小切手については、当組合はその支払をしません。</p> <p>④ 当座勘定から支払をした手形または小切手のうちに、本人が振出したものではないものや改ざんが疑われるものがあった場合には、直ちに当組合宛に連絡してください。</p> <p>⑤ <u>手形用紙、小切手用紙の</u>請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。</p> <p>⑥ 当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。</p> <p>⑦ 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当組合所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当組合が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。</p>
<p>第12条（手数料等の引落し）</p> <p>① 当組合が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、<u>小切手または払戻請求書</u>によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。</p> <p>② 当座勘定から各種料金等の自動支払をする場合には、当組合所定の手続をしてください。</p>	<p>第12条（手数料等の引落し）</p> <p>① 当組合が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。</p> <p>② 当座勘定から各種料金等の自動支払をする場合には、当組合所定の手続をしてください。</p>
<p>第13条（支払保証）</p> <p>小切手の支払い保証はしません。</p>	<p>第13条（支払保証に代わる取扱い）</p> <p>小切手の支払い保証はしません。<u>ただし、その請求があるときは、当組合は自己宛小切手を交付し、その金額を当座勘定から引落します。</u></p>
<p>第16条（印鑑照合等）</p> <p>① 手形、小切手、<u>払戻請求書または</u>諸届け書類に使用された印影または署名（電磁的記録により当組合に画像として送信されるものを含みます）を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、その手形、小切手、<u>払戻請求書</u>、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があつても、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。</p> <p>② 手形、小切手として使用された用紙（電磁的記録により当組合に画像として送信されるものを含みます）、<u>および払戻請求書を</u>、相当の注意をもって</p>	<p>第16条（印鑑照合等）</p> <p>① 手形、小切手または諸届け書類に使用された印影または署名（電磁的記録により当組合に画像として送信されるものを含みます）を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、その手形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があつても、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。</p> <p>② 手形、小切手として使用された用紙（電磁的記録により当組合に画像として送信されるものを含みます）を、相当の注意をもって第8条の交付用紙</p>

新	旧
<p>第8条の交付用紙であると認めて取扱いましたうえは、その用紙につき模造、変造、流用があつても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。</p> <p>③ この規定および別に定める手形用法、小切手法に違反したために生じた損害についても、第1項と同様とします。</p> <p style="text-align: center;">以 上</p>	<p>であると認めて取扱いましたうえは、その用紙につき模造、変造、流用があつても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。</p> <p>③ この規定および別に定める手形用法、小切手法に違反したために生じた損害についても、第1項と同様とします。</p> <p style="text-align: center;">以 上</p>

以上